

電気通信番号の犯罪利用対策に関する ワーキンググループ

中間報告

令和6年6月27日

<諮問名>

I P 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

<主な検討課題>

1. 事業者間における網間信号接続の在り方の検討

- ・ I P 網への移行後の網間信号接続の在り方の整理
- ・ 上記を踏まえた制度の見直し・明確化の検討

2. 固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討

- ・ 固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討
- ・ 上記を踏まえた制度の見直し・明確化の検討

3. 電気通信番号の犯罪利用への対策に関する検討

- ・ 電気通信番号の犯罪利用の実態や現行の取組の整理
- ・ 上記を踏まえた対策の方向性や制度改正の検討

<スケジュールイメージ>

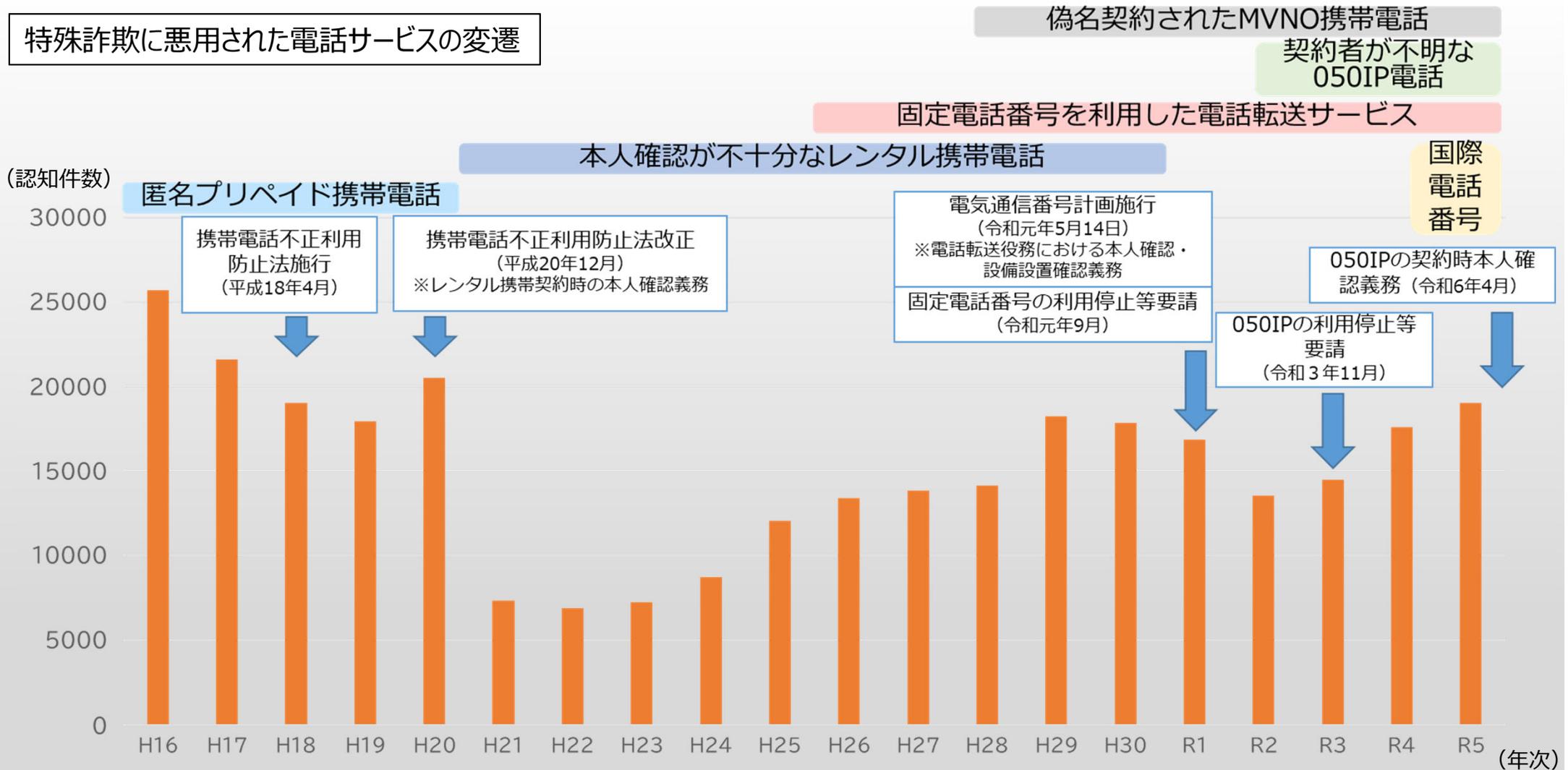


電気通信番号の犯罪利用への対策に係る背景（WG（第1回）資料1-2より再掲）

- 特殊詐欺※等、電気通信番号を悪用した犯罪は従来から存在しており、**深刻な状況**が続いている。
- 特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまで何度も移り変わっており、**対策を講じては、新たな手段が登場し、犯罪に悪用される繰り返し**である。

※ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。

特殊詐欺に悪用された電話サービスの変遷



電気通信番号の犯罪利用への対策に係る背景 (WG (第1回) 資料1-2より再掲)

- 最近では、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が、特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとする詐欺ほう助の罪で逮捕・起訴され、判決に至った例も存在する。
- 以上を踏まえ、電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策（予防的な対策及び事後的な対策）について、検討を行う必要がある。

詐欺に電話回線提供疑い
被害15億円、3人逮捕

広島県警は22日、特殊詐欺グループにIP電話回線を提供したとして、詐欺ほう助の疑いで通信事業会社「ボイスオーバー」の元取締役椋本佳祐(とちもと・けいすけ)容疑者(39)＝東京都新宿区高田馬場4丁目＝ら3人を逮捕した。いずれも「身に覚えがありません」などと否認している。

県警によると、2013～21年の県内の特殊詐欺被害額は約76億円で、うち15億円の被害に3人の会社が保有する回線が使われていたという。

他に逮捕されたのは、同社事務員萩原由佳(はぎわら・ゆか)容疑者(35)＝東京都世田谷区玉川4丁目＝と、通信事業会社「コムア」の元社長山本大樹(やまもと・たいき)容疑者(41)＝東京都新宿区喜久井町＝。

3人の逮捕容疑は、21年4月に特殊詐欺グループが徳島県小松島市の女性(79)から現金200万円をだまし取った事件で、犯行に使われると知りながら電話回線を提供した疑い。

共同通信社 2022/02/22 21:12 社会

通信会社元取締役を起訴
回線提供で詐欺ほう助罪

広島地検は5日、特殊詐欺グループにIP電話回線を提供したとして、詐欺ほう助罪で通信事業会社元取締役椋本佳祐(とちもと・けいすけ)容疑者(39)＝東京都新宿区＝を起訴したと明らかにした。共に逮捕されていた同社元事務員(35)と別の通信事業会社元社長(41)は不起訴処分とした。4日付。

起訴状によると、椋本被告は昨年3月16日ごろから4月14日ごろまで、詐欺に使われると知りながら、氏名不詳者らに対し電話回線利用サービスを提供し、犯行をほう助したとしている。

3人は今年2月、広島県警に逮捕されていた。

共同通信社 2022/04/05 17:56 社会

2022年09月21日 中日新聞 朝刊 33頁

ニセ電話詐欺(ほう助) 番号供給の容疑者逮捕

10倍通話料受け取りか

「再販」対策の抜け道突く

「いたち」続く 警察警戒

判決によると、山崎被告は同社実質経営者の大塚康至被告(32)と同罪で公判中。同兵謀の上、詐欺に使われると知りながら2021年11月から12月にかけて、詐欺グループへ大量の電話回線を提供。被害額は起訴された分だけで1億円以上に上った。

判決で、浜口裁判官は被告が技術として行った電話交換機の設置などは「高度な知識が必要で犯行に不可欠な行為だった」と役割の重大性を指摘した。一方、共犯者が積極的に詐欺グループに電話番号を提供したと知っていたとまでは認められないとし、「犯罪の全容を把握することは困難だった」と執行を猶予した。

猶予5年(求刑懲役3年6月)の判決を言い渡した。

詐欺集団に番号提供技師に猶予付き判決

電話番号供給業者「アシストライズ」(東京都千代田区)が、ニセ電話詐欺グループに大量の電話番号を提供して犯行を手助けしたとされる事件で、電子計算機使用詐欺ほう助の罪に問われた会社役員山崎真一(山崎被告)が、東京都豊島区1の判決公判が4日、岐阜地裁であり、浜口紗織裁判官は懲役3年、執行

電話番号供給業者「アシストライズ」(東京都千代田区)が、ニセ電話詐欺グループに大量の電話番号を提供して犯行を手助けしたとされる事件で、電子計算機使用詐欺ほう助の罪に問われた会社役員山崎真一(山崎被告)が、東京都豊島区1の判決公判が4日、岐阜地裁であり、浜口紗織裁判官は懲役3年、執行

電話番号供給業者「アシストライズ」(東京都千代田区)が、ニセ電話詐欺グループに大量の電話番号を提供して犯行を手助けしたとされる事件で、電子計算機使用詐欺ほう助の罪に問われた会社役員山崎真一(山崎被告)が、東京都豊島区1の判決公判が4日、岐阜地裁であり、浜口紗織裁判官は懲役3年、執行

2023年09月05日 中日新聞 朝刊 12頁

電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ

- 目的

特殊詐欺等の電気通信番号を利用した犯罪の最近の動向等を踏まえ、電気通信番号の犯罪利用対策に関し、専門的な観点から検討することを目的とする。

- 検討項目
 - (1) 電気通信番号の犯罪利用の現状
 - (2) 電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策
 - (3) その他必要と考えられる事項

■ 構成員等

<構成員> ※五十音順、敬称略

相田 仁 東京大学 特命教授 ※電気通信番号政策委員会主査

石井 夏生利 中央大学 国際情報学部 教授

主査代理 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

河村 真紀子 主婦連合会 会長 ※電気通信番号政策委員会専門委員

野口 貴公美 一橋大学 副学長、一橋大学大学院 法学研究科 教授

藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授 ※電気通信番号政策委員会専門委員

星 周一郎 東京都立大学 法学部 教授

主査 森 亮二 英知法律事務所 弁護士 ※電気通信番号政策委員会専門委員

<オブザーバー>

- ・ 警察庁刑事局捜査支援分析管理官

現行制度の確認

■ 制度の概要

- 電気通信番号を利用する電気通信役務の提供を行う全ての電気通信事業者は、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受ける必要。
- 電気通信番号使用計画の認定の審査においては、欠格事由の該当性及び認定基準への適合性を確認。
- 欠格事由（電気通信事業法 第50条の3）は次の通り規定。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）
（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

- 認定基準（電気通信事業法 第50条の4 及び電気通信番号規則 第6条）等は、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定。

■ その他

- 認定事業者の中には、特殊詐欺に関与して逮捕・起訴され、判決に至った事業者も存在するが、この場合でも現行制度上、欠格事由に該当しないことから、認定の取消しを含め、電気通信事業法上の対応は行われていない。

関係者ヒアリング

■ 電気通信番号を利用した犯罪の現状

WGオブザーバである警察庁刑事局捜査支援分析管理官より、電気通信番号の犯罪利用の現状についての説明を受けるとともに、対策として次の点検討できないかとの意見があった。

- 利用番号の停止は対症療法であり事業者だけの取組には限界があることから、制度上の対応が重要。
- 認定取得済み事業者が悪質事業者であった場合には、認定取消しを含め、市場から排除できるような仕組みが望まれる。
- 他人の名義を使用するなどして、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者にこういった大量の番号が販売されないような仕組みについても望まれる。
- 悪質事業者の参入抑止には、番号提供の際に、本人確認・当人確認を行う仕組み、あるいは、番号販売時における使用計画の認定を受けていることの確認をより厳格に行える仕組みを導入することなどが有効でないか。

■ 事業者における電気通信番号の犯罪利用対策

事業者における電気通信番号の犯罪利用対策について、電気通信番号の指定を受ける事業者を中心に以下の事業者及び事業者団体からヒアリングを実施。

<事業者> ※ 五十音、A～Z順

アルテリア・ネットワークス株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、
西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社、楽天コミュニケーションズ株式会社、
Coltテクノロジーサービス株式会社、KDDI株式会社

<事業者団体> ※ 五十音、A～Z順

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）

WGにおける議論②（関係者ヒアリング）

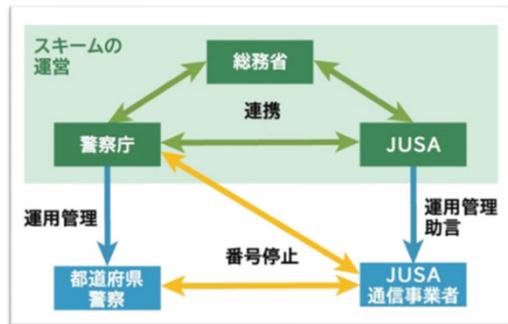
■ 一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）

- 総務省、警察庁、TCAと連携し、番号利用停止等スキームを運用。特殊詐欺に利用された番号の即時停止を実施。
- 電話番号を利用する不適正な事業者・サービスに関する申告窓口を設置。総務省・警察庁と連携して申告・不適正な事案に対処。
- 最新の法令を周知して市場の健全化を目指すため、電気通信事業者を対象としてセミナーを複数回開催。
- 総務省との連携の下、TCA、JAIPA等と連携して、事業者による自主的な評価制度を構築中。本評価制度では優良な事業者を評価するもので、これにより、適正な事業者同士の卸提供契約の実現と、利用者が契約先事業者を選定する際の指標としての活用を期待。

総務省・警察庁・JUSAで番号停止スキームを運用開始



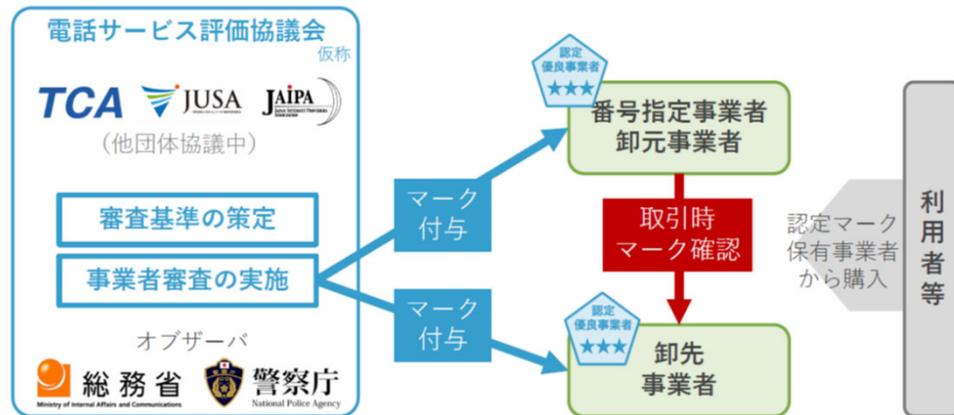
総務省・警察庁・TCA殿と連携し、特殊詐欺に利用された番号を即時停止
機微な情報を取り扱うことから加盟時の事業者確認を実施。情報管理も徹底。



電話系事業者の評価機関設立にむけた動き



- 総務省「電話転送事業者の品質に係る客観的判断（中略）調査検討会」報告を基にした事業者の認定制度を構築中。
- 番号指定（卸元）事業者が、相手方の「認定マーク」取得を確認して卸取引することで不適正利用を防止。利用者には事業者選定指標として活用を推奨。
- JUSA・TCA・JAIPAが評価組織の設立に合意しており、他団体とも協議中。



WGにおける議論②（関係者ヒアリング）

■ 一般社団法人 電気通信事業者協会（TCA）

- 「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）において、「特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策を講じる」とされたことを受け、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の運用・検討等のため、令和元年9月に部会を設置。
- 総務省からの通知に基づき、特殊詐欺対策検討部会に参加する会員事業者は、県警等からの要請に応じ、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止や悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施。
- 関係機関等と連携した取組みにより、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与。

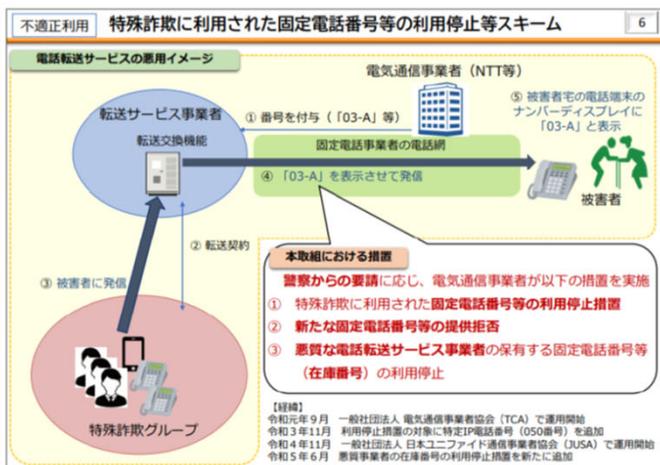
（参考）令和5年末までの利用停止等の件数

- 固定電話番号 : 12,665件
- 050IP電話番号 : 9,482件

番号利用停止等スキームについて①

TCA

総務省からの通知に基づき、特殊詐欺対策検討部会に参加する会員事業者は、県警等からの要請に応じ、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止や悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施



出典：2024年2月26日 総務省 不正利用対策に関するワーキンググループ（第1回）会合資料

番号利用停止等スキームについて②

TCA

【取組の概要】

- 固定電話番号等の利用停止等**

ア 都道府県警察は、特殊詐欺に利用された固定電話番号等を認知後、電気通信事業者に対し、当該固定電話番号等の利用停止等を要請する。

イ 当該電気通信事業者は、都道府県警察から要請があった固定電話番号等の利用停止等を行った上、警察庁に対し、当該利用停止等を行った固定電話番号等の契約者（卸先電気通信事業者を含む。）の情報を提供する。
- 新たな固定電話番号等の提供拒否**

ア 警察庁は電気通信事業者に対し、一定の基準を超えて利用停止等の要請の対象となった契約者の情報を示すとともに、同契約者に対する新たな固定電話番号等の提供拒否を要請する。

イ 電気通信事業者は、警察庁から要請のあった者から固定電話番号等の追加購入の申し出があった場合には、一定期間、その者に対する新たな固定電話番号等の提供を拒否する。
- 悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号等（在庫番号）の利用停止**

ア 警察庁は電気通信事業者に対し、一定の要件を満たす場合には、悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号等を一括して利用停止等を行うよう要請する。

イ 電気通信事業者は、警察庁から要請のあった者に対して提供している固定電話番号等について、利用停止等を行う。

■ 事業者における取組

- 各事業者から電気通信番号の犯罪利用対策として実施している主な取組についてヒアリングを実施。
- 事業者の取組は、実施内容及びその粒度が様々な模様。事業者からの回答を踏まえた全体像は以下のとおり。

【構成員限り】

- 電気通信番号を利用した犯罪への対策について、河村構成員から、消費者団体（主婦連合会）としての意見についてプレゼンテーションいただいた。

構成員からのプレゼンテーション

■ プレゼンテーションの概要

- 電話サービスの詐欺利用に対しては、これまでの対策が行われてきたが、現状問題解決には至っていないことから、制度整備が必要である。
- 総務省は電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者のリストを公開しているが、その中には特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴・有罪となった事業者が存在しているのは問題。
- 番号を悪用する認定事業者は、認定を迅速に取り消し、また再認定が容易に行われないような制度を整備することが必要。
- 総務省が認定を行う際に、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者については認定を行わないための仕組みが必要。
- 事業者は、卸提供を含めて番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないか。

<現行制度の課題に関する意見>

- 番号使用計画の認定基準については犯罪利用に関するものが入っていない。また、認定後に行う使用状況の報告においても、番号の犯罪利用に関する内容の報告を求めておらず、犯罪利用に関わったことによる法律上の担保がないと感じる。
- 逮捕・起訴され判決に至った認定事業者が、現在も認定を受けているのは問題なのではないか。
- 現在の電気通信番号制度は、提供される役務の内容は適正なものであるという前提のもと、番号資源の適正な利用を考えたものではないかと考える。
- 特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴・有罪となった事業者でも、現在の番号制度では特殊詐欺などの犯罪に関与したことをもって認定の欠格事由とすることはできず、総務省が公開する認定事業者リストに引き続き掲載されていることは問題。
- 現行の認定基準は、公平、効率的な電気通信番号の使用等の観点からのみ規定されているが、この点を見直して、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者の認定を行わないための制度上の仕組みが求められるのではないか。
- 電話番号が特殊詐欺などに悪用されているという実態を考えると、何らかの制度的な対応が必要。
- 犯罪に結びつくおそれのある電話番号の制度であっては、我々が安心して電話番号を使うことができない。そのようなおそれを排除するために、制度を整える必要がある。

<電気通信番号制度の見直しの方向（総論）に関する意見>

- 刑事的な世界での対処も考慮しつつ、軸となる電気通信事業法の中で、行政法的な手だてを考えていく議論が必要。
- 犯罪利用対策としては、電気通信事業法を見直して、必要な制度をインストールしていくという方向が適当。
- 電気通信事業法の第1条（目的）では「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し」との記載があるが、この「利益」の中には、安心して安全に電話番号制度を利用するということも含まれるものも考える。
- 世間的には、総務大臣が行う認定には犯罪に利用されていない適正な利用も含めて認定しているという期待があるのではないか。このため、電気通信事業法の中で、その担保が必要となるのではないか。
- 番号の不適正利用対策の検討にあたっては、携帯電話不正利用防止法や犯罪収益移転防止法の取組がアナロジーとして参考になるのではないか。
- 番号の使用状況報告を行っていない事業者の全てが悪質な事業者とはいえないことも考慮に入れる必要があるのではないか。
- 番号制度の見直しを行ったうえで、JUSAが構築しようとしている事業者評価制度等と協力していくやり方もあるのではないか。
- 制度の見直しにあたっては、電気通信事業法だけの見直しで十分か確認が必要ではないか。

<認定基準・欠格事由に関する意見>

- 犯罪利用に関する認定基準や欠格事由を設けるというのが一つの方法として考えられるのではないか。ただし、欠格事由に該当するかをどのように判断できるかは課題である。

<認定の取消しに関する意見>

- 特殊詐欺に関与した事業者が起訴され、判決が出るまでには相当な時間が必要となる。このため、不適正利用の防止の観点からどのような対策を講じることが有効か考える必要があるのではないか。
- 認定の取消しだけで抑止力、制裁となり得るのか検討が必要ではないか。例えば、短命覚悟で犯罪利用する事業者に対しては、番号の提供元事業者が提供を行う際に対策を講じることが有効なのではないか。

<番号の提供を行うに際し事業者を求める対応に関する意見>

- 番号の犯罪利用対策については、例えば、卸先事業者の確認、提供数の制限、使用計画の認定の確認、本人確認、二次卸の制限等が考えられるのではないか。
- 事業者及びその卸元事業者に対し、提供した番号を犯罪に利用させたことの責任を負わせるということもありうるのではないか。
- 電気通信番号の卸提供を行う事業者に対し、卸提供契約時に相手方の本人確認を行わせることに加え、当該番号が不適正に利用されないための対策等を講じさせるよう制度上の措置が必要ではないか。
- 例えば二次卸などを原則禁止として、二次卸に至る場合には、厳しい確認の要件を課すというようなやり方もあるのではないか。
- 卸先事業者が電話をユーザーに提供する際の本人確認等をもっと明確にしていくこと対策として有効ではないか。
- 各社が行っている犯罪利用対策の中で有効なものを全事業者が実施することで、悪用の可能性を減らしていけるのではないか。
- 制度整備にあたっては、事業者が対応可能で一定の効果が上げられる制度とする必要がある。

<番号の卸契約時における提供先事業者の適正性の判断に関する意見>

- 提供先事業者が怪しいかどうかあらかじめ判断することは困難（判断基準がない）。

<犯罪利用対策の義務づけに関する意見>

- 具体的にどのような対策が義務づけられるかが明確でないと事業者としてコメントできない。
- 過度なものとならないよう実行可能性の観点からも検討して欲しい。
- 日本市場の活性化、国際競争力の確保をおこないつつ、犯罪対策にもつながるような対応が理想ではないか。
- 電話転送役務の提供にあたっては番号制度と犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が必要であるが、これは中小の電気通信事業者でも実施をしているものである。このため、同様の内容を課すのであればKYCプロセスの義務化に問題はないのではないか。
- KYCプロセスの義務化の検討を行うにあたっては、事業者の対応も必要だが、利用者等に理解いただく必要がある。個人情報提出を求めるのは、仮に制度で定められていても利用者から理解を得るのが難しい。
- KYCについては、法律上義務化された方が利用者に対して説得力がある。

検討の方向性（案）

- 前述のヒアリングや構成員等からの意見を踏まえ、今後の検討の方向性については、以下とすることが適当ではないか。

制度の見直しについて（総論）

- 電気通信番号は、有限希少な資源であると同時に、通話サービスだけでなく、SMS等の多様なサービスに利用されている。これらのサービスは国民の社会経済活動を支える基盤となっており、電気通信番号は、重要なインフラを構成するものであると言える。また、固定電話網のIP網への移行やIoTの普及等により、電気通信番号のニーズは高まっている。
- 社会の重要なインフラを構成する電気通信番号が特殊詐欺等の犯罪に使用されている状況を看過することは、国民が安心して電話サービスを利用することができなくなるおそれがあり、ひいては円滑な社会経済活動に支障が生じるおそれがある。また、犯罪に使用された電気通信番号は一定の期間、使用されないケースも多く、電気通信番号の有限資源性、電気通信番号の適正な管理という観点からも問題である。
- 電気通信事業法の目的（第一条）は、「電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保」を規定しており、上記のような状況を是正することは、この目的に合致するものとする。
- したがって、電気通信事業法の下にある電気通信番号制度の見直しを行うことによって、電気通信番号の特殊詐欺等への使用を排除する対策を講じていくことが適当なのではないか。

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

- また、制度上の措置だけでなく、例えば、JUSAが中心となって構築を検討している評価制度など、事業者における自主的な取組と連携していくことも有効なのではないか。
- 制度の見直しにあたっては、犯罪収益移転防止法に基づくマネーロンダリング対策（本人確認の義務づけ等）などの取組も参考になるのではないか。
- 制度の見直しにあたっては、電気通信事業法だけの見直しで十分か確認が必要ではないか。

検討の方向性（案）

制度の見直しについて（各論）①

- 現行制度の見直しにあたっては、電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用を排除する観点から、以下のような検討が必要か。

【欠格事由（電気通信事業法 第50条の3）】

- ・ 現行制度では、総務大臣の認定に係る主な欠格事由として、① 電気通信事業法、有線電気通信法及び電波法違反による刑の執行から2年を経過しない者、② 登録の取消を受けてから2年を経過しない者、③ ①・②に役員が該当した場合が規定されている。
- ・ 欠格事由は、認定申請があった場合の要件であり、これに該当する者は認定を受けることができないため、電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用を排除する観点から、欠格事由の追加が考えられないか。この場合、どのようなケースを追加することが適切と考えるか。

【認定基準（電気通信事業法 第50条の4及び電気通信番号規則 第6条）】

- ・ 現行の認定基準は、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定されている。
- ・ 認定基準は、認定申請があった場合の要件であり、これに合致しない者は認定を受けることができないため、電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用を排除する観点から、認定基準の見直しが考えられないか。この場合、どのような基準の追加が考えられるか。

【認定の取消事由（電気通信事業法 第50条の9）】

- ・ 現行の認定の取消事由は、① 電気通信事業法に違反した場合で公共の利益を阻害すると認めるとき、② 不正の手段により認定を受けたとき、③ 欠格事由に該当するに至ったとき、④ 適合命令に違反したときが規定されている。
- ・ 認定の取消により、特殊詐欺等の犯罪に関与した認定事業者から事後的に電気通信番号の使用を排除することが可能となるため、認定の取消事由の追加が考えられるか。しかし、認定の取消事由には欠格事由への該当が含まれることから、欠格事由の見直しによる検討を行うことが合理的か。これによって、当初行われた認定の内容を担保することが可能となる。

- 制度改正を行った場合、事業者の遵守状況についてフォローする必要があるのではないか。この場合、例えば、年1回の電気通信番号の使用状況報告により確認することも考えられるが、現在求めている報告内容は十分か。十分ではない場合、どのような内容について報告を求めることが必要か。

制度の見直しについて（各論）②

■ 事業者における取組

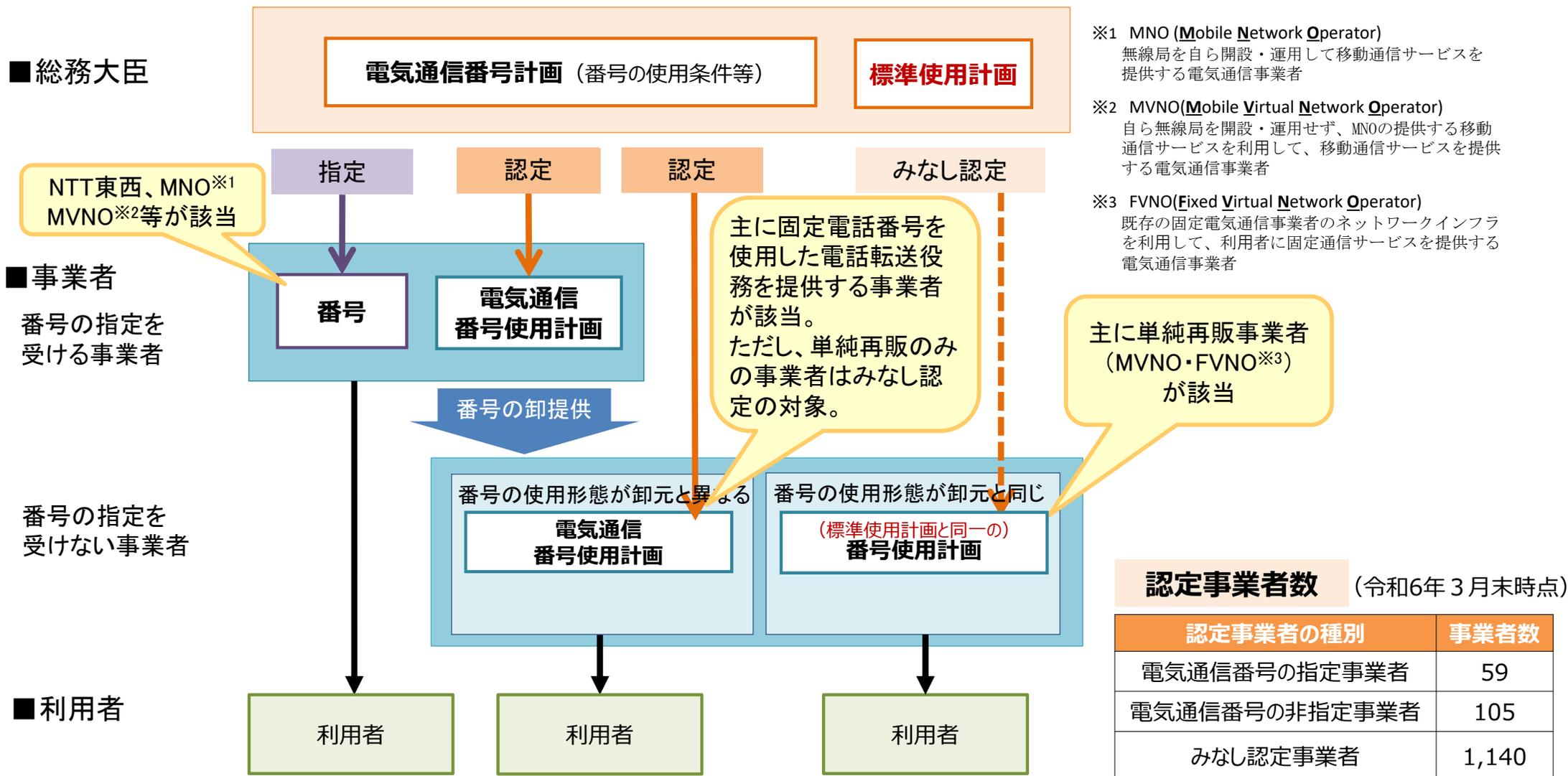
- 電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用を排除するべく、電気通信番号を利用する事業者に対し、卸提供を含めた番号提供の際に、措置を講じるよう求めることが適当か。
- 具体的には、番号提供先の電気通信番号使用計画の認定の有無の確認の実施、本人確認の実施、電気通信事業者としての事業実績に応じた提供番号数の制限等が考えられる。
- 仮に上記の措置を義務づける場合には、番号の使用状況報告を行っていない事業者であっても、その全てが番号を特殊詐欺等の犯罪に使用する事業者とはいえないことを十分考慮する必要があるか。
- 事業者を求める措置については、事業者の実行可能性を考慮して検討することが適当ではないか。
- また、具体的な措置の内容については、犯罪収益移転防止法のマネーロンダリング対策などの取組を参考としつつ、過度な規制とならないよう、電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用の排除という観点から効果があるかについても考慮すべきではないか。
- 事業者の取組状況について、ヒアリングを踏まえ、さらに内容を精査したうえで検討を進めることが妥当ではないか。
- JUSAが中心となって構築を検討している評価制度など、事業者における自主的な取組と連携していくことも有効なのではないか。

参考

電気通信番号制度の概要

- 令和元年に施行された電気通信番号制度により、電気通信番号を使用するすべての電気通信事業者※は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが必須。
- 総務大臣は、番号の種別、番号の使用条件等を定めた電気通信番号計画（総務省告示）を公示。

※ 電気通信事業法第9条による登録を受ける電気通信事業者及び第16条による届出を行った事業者



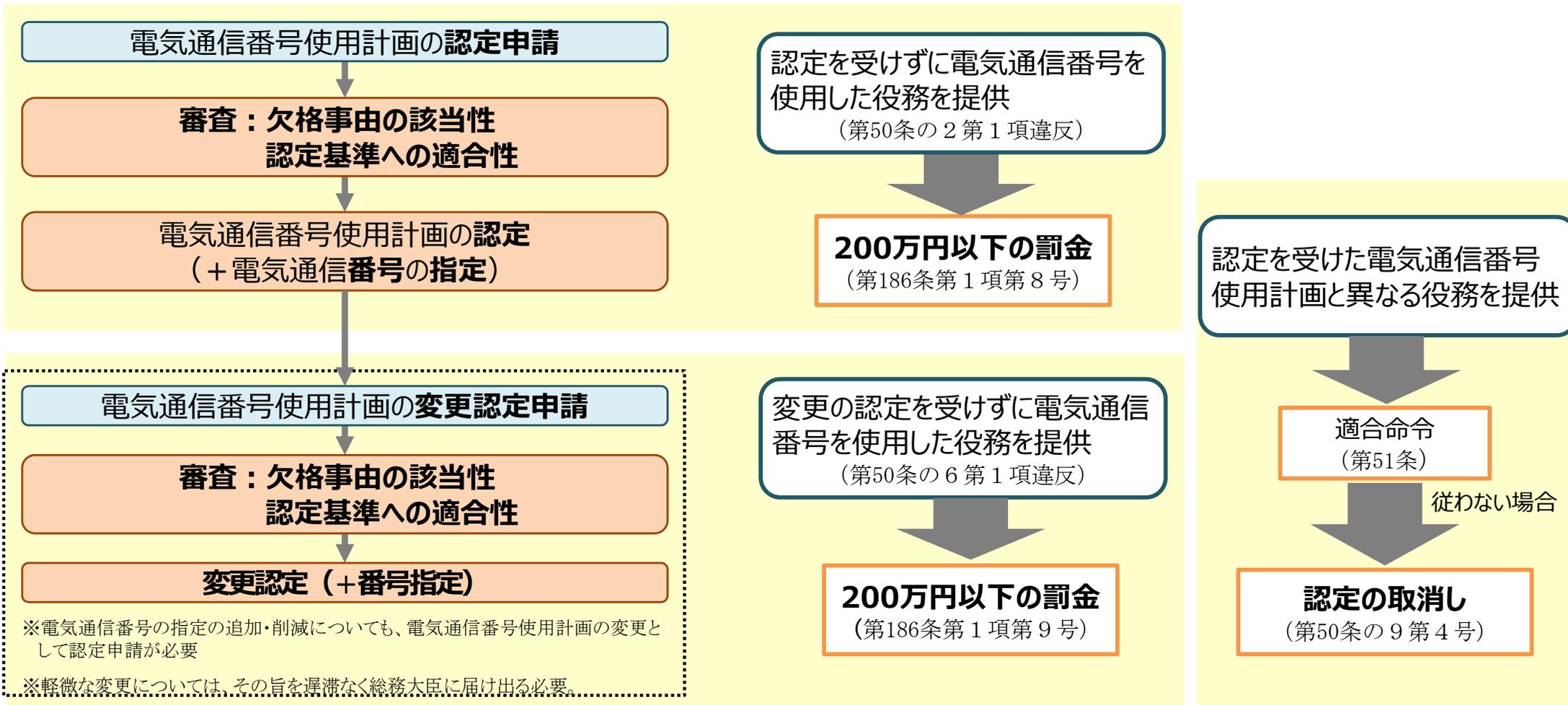
認定の流れと違反時における法律(※)上の担保

※電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

認定の流れ等



違反時における法律上の担保



○認定の取消事由(電気通信事業法第50条の9)

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき
- 二 不正の手段により…認定を受けたとき
- 三 欠格事由(第50条の3各号)のいずれかに該当するに至ったとき
- 四 適合命令(第51条)に違反したとき

電気通信番号使用計画の認定の基準

- 電気通信事業法第50条の4は、総務大臣は、認定の申請があった場合、その申請に係る**電気通信番号使用計画が当該条項に掲げる要件に適合していると認めるときは、認定をしなければならないと定めている。**
- **電気通信番号使用計画の認定の基準は、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定。**

電気通信事業法に規定する認定基準（第50条の4）

- 電気通信番号使用計画が**電気通信番号計画に照らし適切であること**
- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし**指定可能であること**
- **その他総務省令で定める条件に適合していること**

電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）総則

- 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること
- 電気通信番号の使用は**電気通信役務の提供のために必要なものに限ること**
- 利用者が**公平に**電気通信番号を使用できるようにすること
- 電気通信番号の**効率的な使用を**図ること
- 利用者設備識別番号については、使用に関する条件によること

電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する認定基準（第6条）

- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供に**必要かつ合理的**であること
- 指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号が、**相当程度の需要が見込まれ、役務提供計画に確実性**があること
- 付番に関する事項が、利用者に対する**公平性を確保し、効率的な利用者設備識別番号の使用を確保**していること
- 電気通信番号の管理に関する事項が、卸電気通信役務の提供の観点からも適切であること

認定後の対応

認定後の対応

凡例 電気通信事業者 総務省

電気通信番号の使用状況を報告（年1回）

使用状況報告に基づき、
事業者リストを総務省のWebページに公開

違反時における法律上の担保

報告を行わなかったとき、
若しくは虚偽の報告を行ったとき
（第166条第1項違反）

30万円以下の罰金
（第188条第17号）

（使用状況報告の内容）

報告対象番号（IMSIは対象外）	自ら指定を受けた 利用者設備識別番号	卸電気通信役務の提供を受けて使用する 利用者設備識別番号	
報告対象事業者	当該指定を受けた事業者	当該番号を使用する事業者 ※みなし認定の場合を除く	みなし認定の対象事業者
電気通信番号の種別	○	○	○
卸元事業者名	-	○	-
✓ 電気通信番号使用計画の作成状況 （作成日・最終更新日等）	-	-	○
番号使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	○	○
電話転送役務の提供数	○	○	-
番号未使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	-	-
永続的に使用予定のない番号数	○	-	-
番号休止数	○	-	-
番号ポータビリティ実施状況	○	-	-
卸電気通信役務の提供状況	○ ※卸電気通信役務の提供を行う場合に限る		

電気通信番号の使用状況報告内容①

自ら指定を受けた利用者設備識別番号に係る報告

様式第28（第8条関係）第1表

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けた番号(0AB~J) / 番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

番号 区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						番号未使用数		番号 休止 数	番号 ポータ ビリテ ィに係 る番号 使用数	合計
	(1)う ちアナ ログ電 話	(2)う ち総合 デジタル 通信サ ービス	(3)う ちIP 電話	(4)う ちワイ ヤレス 固定電 話	(5)う ちダイ ヤルイ 番号 使用数	(6)う ち利用 者から 見えな い形で 使用さ れるも のの数	うち 卸提 供数	うち 永続 的に 使用 予定 のな いも のの 数			
合計											

電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無
あり(番号区画:)
なし

様式第28（第8条関係）第2表

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けた番号(0AB~J以外) / 番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信 番号の種 別	番号使用数		番号未使用数			番号休止 数	番号ポータ ビリテ ィに係 る番号 使用数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数
	うち卸提 供数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数	うち卸提 供数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数			
合計								

様式第28（第8条関係）第3表

電気通信番号の使用に関する報告
(番号ポータビリティ実施状況)

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号 の種別	番号ポータ ビリテ ィに係 るポ ート イン 数	番号ポータビリティに係るポートアウト数		
		うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数	うち対面で 手続した数	うち電話で 手続した数

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務 の提供	卸先事業者の電気通 信番号使用計画の認 定状況の確認	卸先事業者に対する電 気通信番号の使用に 関する条件の遵守の合意

様式第28の2（第8条関係） ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務(利用者設備識別番号)の提供状況)

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務 の提供	卸先事業者の電気通 信番号使用計画の認 定状況の確認	卸先事業者に対する電 気通信番号の使用に 関する条件の遵守の合意

電気通信番号の使用状況報告内容②

卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（みなし認定以外）

様式第28の3（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けていない番号/番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数	うち電話転送役務の数			
合計						

様式第28の2（第8条関係） ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（みなし認定）

様式第28の4（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
(みなし認定/番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数				
合計						

様式第28の2（第8条関係） ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項第七号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第百十八条第四号において同じ。）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
 - 三 業務区域
 - 四 電気通信設備の概要
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

（登録の拒否）

第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第五十条の三第二号において同じ。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人又は団体であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
 - 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者
 - 五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者
- 2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
 - 三 業務区域
 - 四 電気通信設備の概要（第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 2 電気通信事業者以外の者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合における前項の規定の適用については、同項中「その旨」とあるのは、「第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に、その旨」とする。
- 3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第百八十五条第一号を除き、以下同じ。）の届出をした者は、第一項第一号、第二号又は第五号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の届出をした者は、同項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 第一項の届出をした者は、第四十一条第四項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第四号の事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 6 第一項の届出をした者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける第四項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

第五十条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画（第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。

第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。）に従つて次条第一項又は第五十条の十一の指定があつた電気通信番号（総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を使用しなければならない。ただし、ドメイン名（第百六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。）、アイ・ピー・アドレス（同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十一の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。

一 次に掲げる電気通信番号の別

イ 利用者設備識別番号（利用者の端末設備（第五十二条第一項に規定する端末設備をいい、第七十条第一項に規定する自営電気通信設備を含む。以下このイ、第三号ロ及び次条第一項第二号において同じ。）を識別するために使用する電気通信番号をいい、利用者の端末設備を識別し、及び提供すべき電気通信役務の種類又は内容を識別するために使用する電気通信番号を含む。以下同じ。）

ロ 利用者設備識別番号以外の電気通信番号

二 当該電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容

三 次に掲げる条件その他の当該電気通信番号の使用に関する条件がある場合には、その内容

イ 重要通信の取扱いに関する条件

ロ 番号ポータビリティ（利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後において同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができることをいう。）に関する条件

ハ 使用の期限

3 電気通信番号計画は、これにより次の事項が確保されるものとして作成されなければならない。

一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。

二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。

三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。

四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

（電気通信番号使用計画の認定等）

第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画（以下「電気通信番号使用計画」という。）を作成し、当該電気通信番号使用計画が第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の認定（当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。）を受けなければならない。

一 電気通信番号の使用に関する事項

二 付番（利用者の端末設備に使用されていない利用者設備識別番号を付することをいう。以下この号において同じ。）をする場合には、付番をしようとする利用者設備識別番号のほか、次に掲げる事項

イ 付番に関する事項

ロ 利用者設備識別番号の管理に関する事項

ハ 利用者設備識別番号に前条第二項第三号ロに掲げる条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項

三 前号ハに規定するもののほか、使用しようとする電気通信番号に前条第二項第三号に規定する条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 総務大臣が第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について標準電気通信番号使用計画を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、電気通信事業者（次条各号のいずれかに該当するものを除く。）が、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成し、又は現に作成している電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載しているものを除く。）を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したときは、その電気通信番号使用計画については、それぞれ同項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなす。

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができるものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

（電気通信事業を営もうとする者等への適用）

第五十条の五 前三条（第五十条の二第三項を除く。）の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第百六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」とあるのは、「第九条の登録又は第十六条第一項若しくは第百六十五条第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の」とする。

（変更の認定等）

第五十条の六 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第五十条の二第二項、第五十条の三（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画（変更に係る部分に限る。）」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 第五十条の二第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。
- 三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（承継）

第五十条の七 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、同項の認定を受けた電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において、当該承継に係る電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該承継に係る電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該承継に係る電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第五十条の三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定の失効）

第五十条の八 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の認定は、その効力を失う。

- 一 第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき。
- 二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。
- 三 電気通信事業の全部を廃止したとき。
- 四 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（認定の取消し）

第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。
- 三 第五十条の三各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

（指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第五十条の十 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

- 一 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。
- 二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。

（利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等）

第五十条の十一 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、職権で、利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定をするものとする。当該電気通信番号の指定の取消しについても、同様とする。

（電気通信番号計画への記載）

第五十条の十二 総務大臣は、次に掲げる場合には、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

- 一 第五十条の二第一項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。
- 二 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があつたとき。
- 三 第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。
- 四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。
- 五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じたとき。

（適合命令）

第五十一条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合に使用する電気通信番号又は電気通信事業者が重要通信を取り扱うために使用する電気通信番号の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該認定電気通信番号使用計画に適合するように当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命ずることができる。

（報告及び検査）

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 （略）

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四又は第二百一十一条第二項の規定による命令又は処分に違反したとき。

四～六 （略）

七 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用したとき。

八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更したとき。